

鹿児島工業高等専門学校旧姓使用取扱要項

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における旧姓使用の取扱いについてはこの要項の定めるところによる。

(旧姓使用の範囲)

第2条 本校においては、本人の申し出に基づき、文書等に旧姓を使用することができるものとする。

ただし、関係省庁に提出及び証明するための根拠資料となる文書等については、使用できないものとする。

(旧姓使用の手続き等)

第3条 旧姓使用申請の手続き等は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 旧姓使用を希望する者は、「旧姓使用申出書」(別紙1)を総務課人事係へ提出する。
- (2) 旧姓使用を行っている者が、旧姓使用を中止したい場合は、「旧姓使用中止届」(別紙2)を総務課人事係へ提出する。当該教職員は、その時点から戸籍上の氏を使用することができるものとする。
- (3) 旧姓使用に関する、旧姓使用開始年月日及び旧姓使用中止年月日等の必要な記録は人事記録に記載する。
- (4) 人事異動の際、本校に送付された人事記録又はその写しの備考欄に使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日が記載されている場合は、当該教職員から旧姓使用の申出があったとみなし、当該教職員が旧姓使用を行うことを認めるものとする。

(周知)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、掲示その他の方法により学内に周知するものとする。

- (1) 旧姓使用者が自身の旧姓使用について、周知を希望する場合
- (2) 旧姓使用中止届を提出した者が自身の戸籍上の氏使用について、周知を希望する場合

附 則

この要項は、平成17年3月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(別紙1)

旧姓使用申出書

令和 年 月 日

総務課長 殿

所属
職名
氏名

印

下記のとおり、旧姓を使用したいので申し出ます。

記

- 使用する旧姓
- 戸籍上の氏
- 戸籍上の変更年月日

(別紙2)

旧姓使用中止届

令和 年 月 日

総務課長 殿

所属
職名
氏名
印

下記のとおり、旧姓の使用を中止したいので届け出ます。

記

1. 使用中止する旧姓
2. 使用する戸籍上の氏
3. 変更年月日